

# くらしの 情報



益城町ホームページ  
<https://www.town.mashiki.lg.jp/>

査のお願いの通知文を発送しますので、ご協力をお願いします。また調査に携わる調査員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、確認をしてください。

問役場税務課課税係

☎ 286-3380

## お知らせ

### 7月は国民年金保険料免除の更新月です

7月1日から、「令和元年度分(7月～来年6月分)」の国民年金保険料の免除申請の受け付けを開始しています。また、過去2年1カ月分までの免除申請も隨時受け付けています。

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するため、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります。

益城町役場住民保険課  
☎ 286-3113  
熊本東年金事務所  
☎ 367-8144

### 新・増築建物の家屋調査のお願い

来年度の課税対象となる、新築および増築した家屋について、家屋調査の実施を行ないます。

提出しない場合、8月分以降の手当が支給できませんので注意してください。

ださい。

問役場こども未来課子育て支援係  
☎ 286-3117

### 第69回社会を明るくする運動

#### 熊本県水とみどりの森づくり税

県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」(年間個人500円、法人千円～4万円)を活用し、水を蓄え、災害を防止するなど、私たちの暮らしを支える大切な財産である森林を元気にするための取り組みを進めています。

ご理解とご協力を願っています。

問県農林整備課 ☎ 333-2438

立ち直ろうとする人たちの意欲を認めて地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠であり、関係機関・団体をはじめ民間団体などの組織を越えた連携および協力が求められます。

本町でもこの強調月間に合わせ、啓発活動の一環として保護司会による啓用のぼり旗が町内各所に設置されます。

問熊本保護観察所企画調整課  
☎ 366-8080

### 旧優生保護法による優生手術等を受けた人への一時金支給

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」(以下「法」という)が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの人が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、身心に多大な苦痛を受けてきたことに対する反省し、それぞれの立場において、真摯に反省してく

ださい。  
法に基づき、優生手術などを受けた人で、対象となる場合、一時金を支給します。

対象：次の①または②に該当し、現在生存している人

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた人(母体保護のみを理由として手術を受けた人は除きます)

②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた人(母体保護や疾病的治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた人を除きます)

受けた人(母体保護や疾病的治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた人を除きます)  
問県旧優性保護法一時金受付・相談窓口 (専用) ☎ 333-2352

### 自宅で仕事をしませんか

さまざまな理由で外で働くことに難しさを感じている人は、ぜひご相談ください。

